

市内保育園、認定こども園の利用定員について

1. 利用定員の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が特定教育・保育施設の利用定員を設定する場合、認定区分ごとに、子ども・子育て支援事業計画の確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過多または過少になっていないかなど、子ども・子育て推進委員会の意見を踏まえて設定することが必要と定められています。

2. 利用定員の変更

令和4年4月1日から、私立保育園1施設と私立認定こども園1施設が利用定員の変更を予定しています。

(1) 串間保育園（令和4年4月1日定員変更予定）

事業類型：認可保育所

所在地：串間市大字西方8248-1

運営主体：社会福祉法人 大乘福祉会

【利用定員内訳】

	3号認定（保育）			2号認定（保育）			計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
現行	1	11	16	8	9	15	60
変更後	4	11	14	18	8	11	66
増減	3	0	▲2	10	▲1	▲4	6

(2) 南さくら幼保連携型認定こども園（令和4年4月1日定員変更予定）

事業類型：認定こども園

所在地：串間市大字北方7358-2

運営主体：社会福祉法人 さつき福祉会

【利用定員内訳】

	3号認定（保育）			2号認定（保育）			1号認定（教育）			計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
現行	10	15	15	15	10	15	2	6	7	95
変更後	2	13	17	14	14	10	3	5	7	85
増減	▲8	▲2	2	▲1	4	▲5	1	▲1	0	▲10

3. 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する確保の状況

◆ 令和3年度（令和4年2月1日現在）◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合 計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		57人	0人	321人	219人	80人	677人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設*1	70人	330人		230人	90人	720人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	330人		230人	90人	720人
②-①=		13人	9人		11人	10人	43人
利用児童数③		58人	0人	321人	220人	77人	676人
実績 (利用定員)	特定教育・保育施設*1	55人	320人		209人	31人	615人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計④	55人	320人		209人	31人	615人
④-③=		▲3人	▲1人		▲11人	▲46人	▲61人

※利用定員が量の見込みを下回っていますが、待機児童は発生していません。

※老朽化が進んでいたみやこ保育園の改築、こぼと幼稚園の大規模修繕を実施しました。

◆ 令和4年度（令和4年4月1日見込み）◆

		1号認定	2号認定		3号認定		合 計
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
需要量合計①		57人	0人	324人	191人	74人	646人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設*1	70人	330人		200人	80人	680人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計②	70人	330人		200人	80人	680人
②-①=		13人	6人		9人	6人	34人
利用児童数③		42人	0人	331人	157人	16人	546人
見込み (利用定員)	特定教育・保育施設*1	55人	323人		205人	28人	611人
	地域型保育事業*2	0人	0人		0人	0人	0人
	合計④	55人	323人		205人	28人	611人
④-③=		13人	▲8人		48人	12人	65人

※令和4年4月において、既存の施設でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから待機児童は発生しない見込みです。